

経済産業省
デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する
モニタリング会合
2023 年度 第 12 回 議事要旨

■ 開催概要

<日 時> 令和 5 年 11 月 24 日（金）13:00～14:00

<場 所> オンライン開催（Teams）

■ 出席者

<委員>（座長以下 50 音順）

岡田座長、生貝委員、黒田委員、伊永委員、善如委員、高倉委員、武田委員、増島委員、百歩委員、平山委員、若江委員、和久井委員

<オブザーバー>

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 岸原専務理事

一般社団法人 EC ネットワーク 沢田理事

公益社団法人日本アドバイザーズ協会・一般社団法人デジタル広告品質認証機構 小出専門研究員・事務局長

一般社団法人日本新聞協会 デジタル広告部会 酒井部会長

一般社団法人日本インタラクティブ広告協会 柳田事務局長

<関係省庁>

公正取引委員会 経済取引局 総務課 デジタル市場企画調査室 稲葉室長

総務省 情報流通行政局 参事官室 後藤参事官付企画官

総務省 総合通信基盤局 利用環境課 中村課長

消費者庁 取引対策課 取引デジタルプラットフォーム消費者保護室 落合室長

<事務局>

経済産業省 商務情報政策局 野原局長、仙田デジタル取引環境整備室長

（令和 5 年度事務局運営支援業務委託先）（株）野村総合研究所、（株）イベント・レンジャーズ

■ 議事次第

1. 開会

2. 議題

会合意見とりまとめ（案）について

3. 閉会

■ 配布資料

議事次第

資料1 モニタリング会合意見とりまとめ（案）（オンラインモール・アプリストア分野）

資料2 モニタリング会合意見とりまとめ（案）（デジタル広告分野）

■ 討議概要

- 事務局から、資料1・資料2に基づき、会合意見とりまとめ案について説明。
- その後、会合意見とりまとめ案について、委員等より発言がなされた。概要は以下のとおり。
- ✓ デジタルプラットフォーム市場ではデータの蓄積が早く進み、政府の介入が間に合わなくなる恐れがあるため、時間をかけるべきではない。勧告や報告徴収も検討すべきである。
- ✓ 意見について反映されていない部分もあるため、追記いただきたい。
- ✓ 海外プラットフォーム事業者が対象の透明化法の執行において、行政処分ではないという事実が誤ったメッセージとなる可能性があるため、可能な限り指導ではなく勧告で対応いただきたい。実際、今回のモニタリング会合とりまとめ案においても、同一の事業者による事案かどうかは定かではないが、昨年の行政指導と類似の事案が記載されている。また、独禁法上の問題となりうる事案については、公正取引委員会への措置要求も検討いただきたい。
- ✓ プラットフォーム事業者が、アルゴリズムそのものの開示に応じること、日々変化するパラメータ設定について説明を行うことが難しいとは承知しているが、来年度のモニタリングでは、恣意的なチューニングの有無を確認することが必要である。プラットフォーム事業者への聞き方を再考しないと、本年度と同様の回答が返ってくるだろう。
- ✓ プラットフォーム事業者がコストをかけて大臣評価が求める事項に対応する上で、各事項が法令に基づくものであると明示することは重要である。また、同じ業界の対象外の事業者にとっても、対象事業者の対応の良い点と不足している点は参考になる。業界慣行が刷新される契機になることを期待する。
- ✓ 昨年度の大臣評価で指摘のあった事項について、今年度、各社から新たな取組が示されたことは評価する。その上で、こうした取組について、運用する中で生じた効果や問題を今後の会合で確認しつつ、適宜追加で働きかけていただきたい。また、事件審査では、事実の収集が重要であるため、相談窓口

や関係者へのヒアリング等で集約・蓄積した情報を活用したうえで強制力のある措置を検討いただきたい。

- ✓ Amazon による商品販売価格の推奨は、独占禁止法に照らして調査を行うべきだが、公正取引委員会と現在連携しているのか確認したい。
- その後、委員等の発言に対し、事務局から回答がなされた。概要は以下のとおり。
- ✓ とりまとめに十分に反映できてなかった委員の意見については、岡田座長と相談しつつ、追記を検討する。
- ✓ 勧告や報告徴収は、大臣評価に向けたモニタリングと直接連動するものではないが、事実関係を精査しながら、適切に対応する。また、口頭指導は、個別の案件の内容に基づき判断した結果であり、今後の案件次第では、より強い法執行が必要であると考えている。
- ✓ アルゴリズムの主要要素は開示されている一方、人為的な操作がないかの確認は利用事業者の目線からも重要であるため、来年度のモニタリングで聴取するようにしたい。
- ✓ 公正取引委員会には、本会合にオブザーバー参加いただいている。これに加え、定期的な意見交換も行っている。経産省としても、公正取引委員会と連携しつつ、独禁法違反が確認できるものがあれば、事実の積み上げを行い、措置請求していきたい。
- その後、オンラインモール・アプリストア分野およびデジタル広告分野のとりまとめ案の修正について事務局と岡田座長に一任することを全会一致により決定。
- その後、岡田座長よりとりまとめのコメントがなされた。
- ✓ 本会合は情報開示に重点を置いているため、作為・不作為に対する排除措置等の議論は対象に含まれない。一方、情報開示を通じて相互理解を深め、自主的な行動変容に繋げるという法の趣旨に従って、可能な範囲で取り組んできており、一定の改善も見られたと感じている。
- ✓ 国内外の動きやビジネスモデルの変化があり、議論が非常に難しくなっており、来年度以降も、様々な事象が発生することが見込まれる。対象事業者には、透明化法に基づくモニタリング・レビューに真摯に対応いただきたい。また、可能な限り公開の場で透明性の高い形で議論が進められるよう、プラットフォーム事業者には協力いただきたい。さらに、透明化法単体でできることは限られているため、関係省庁の協力の下での当該省庁の取組による補完や、事業者団体や民間団体との密接な協力関係は非常に重要である。

以上

※ 本議事要旨は、会合の模様等を事務局の文責において要約したものであり、事後修正の可能性があります。

【お問い合わせ先】

商務情報政策局 情報経済課 デジタル取引環境整備室

電話：03-3501-0397